

**社会福祉法人 筑波会
令和6年度 事業報告書**

事業報告 ----- 1 - 12

部署総括

1 事務部 -----	12 - 15
2 青空棟 -----	16 - 23
3 太陽棟 -----	24 - 29
4 さくら棟 -----	30 - 37
5 つくしホーム -----	38 - 46
(地域小規模型児童養護施設)	
6 すずらんホーム -----	47 - 54
(小規模グループケア地域型ホーム)	
7 調理部 -----	55 - 64
8 専門部 -----	65 - 74
9 家庭支援専門相談員 -----	75 - 83
10 個別対応職員 -----	84 - 95
11 心理療法担当職員 -----	96 - 102
12 自立支援担当職員 -----	103 - 111
13 看護師・医療機関等連携調整員 --	112 - 115
14 育児指導担当職員 -----	116 - 119
15 主任 -----	120 - 127

委員会・係総括

1 将来構想委員会 -----	128 - 131
2 性教育委員会 -----	132 - 136
3 児童会運営委員会 -----	137 - 141
4 行事委員会 -----	142 - 146
5 人材対策員会 -----	147 - 156
6 衛生委員会 -----	157 - 158
7 東京都社会福祉協議会従事 者会運営委員会 -----	159 - 161
8 茨城県児童福祉施設協議会 -----	162 - 164
9 リスクマネジメント -----	165 - 168
10 施設実習 -----	169 - 172
11 ボランティア -----	173 - 178
12 広報 -----	179 - 181
13 苦情受付 -----	182 - 184
14 保健衛生 -----	185 - 188
15 日用品・細菌検査 -----	189 - 190
16 防災 -----	191 - 194
17 育成会 -----	195 - 196
18 理念権利擁護 -----	197 - 200
19 環境美化 -----	201 - 203
20 福利厚生 -----	204 - 207
21 車両 -----	208 - 209
22 感染症対策 -----	210 - 211
23 ユースプロジェクト -----	212 - 214

法人の概要

令和7年3月31日現在

法人名 社会福祉法人 筑波会
 住所 茨城県つくば市前野308番地5
 代表者名 理事長 宮田 浩明
 連絡先 TEL:029-896-6001 FAX:029-896-6002

法人実施事業

令和7年3月31日現在

児童養護施設 筑波愛児園

住所 茨城県つくば市前野308番地5
 施設長名 小林 弘典
 連絡先 TEL:029-896-6001 FAX:029-896-6002
 定員 40名

地域小規模児童養護施設 筑波愛児園第一分園「つくしホーム」

住所 茨城県つくば市大曾根2758番地2
 連絡先 TEL/FAX:029-875-6275
 定員 6名

子育て短期支援事業(つくば市・龍ヶ崎市・土浦市)

住所 茨城県つくば市前野308番地5
 連絡先 TEL:029-896-6001 FAX:029-896-6002

役員等の状況

令和7年3月31日現在

理事会

No.	役職名	氏名	任 期
1	理事	宮田 浩明	令和5年6月11日～令和7年度の定時評議員会の終結の時まで
2	理事	小林 弘典	令和5年6月11日～令和7年度の定時評議員会の終結の時まで
3	理事	横田 直和	令和5年6月11日～令和7年度の定時評議員会の終結の時まで
4	理事	中島 肇	令和5年6月11日～令和7年度の定時評議員会の終結の時まで
5	理事	杉浦 瑞泉	令和5年6月11日～令和7年度の定時評議員会の終結の時まで
6	理事	中村 猛夫	令和5年6月11日～令和7年度の定時評議員会の終結の時まで
7	監事	萩原 慎二	令和5年6月11日～令和7年度の定時評議員会の終結の時まで
8	監事	延島 マイ	令和5年6月11日～令和7年度の定時評議員会の終結の時まで

評議員会

No.	役職名	氏名	任 期
1	評議員	荒井 勇夫	令和3年6月11日～令和7年度の定時評議員会の終結の時まで
2	評議員	木村 卓司	令和3年6月11日～令和7年度の定時評議員会の終結の時まで
3	評議員	権藤 聖一	令和3年6月11日～令和7年度の定時評議員会の終結の時まで
4	評議員	山越 典夫	令和3年6月11日～令和7年度の定時評議員会の終結の時まで
5	評議員	堤 孝夫	令和3年6月11日～令和7年度の定時評議員会の終結の時まで
6	評議員	藤島 磐根	令和3年6月11日～令和7年度の定時評議員会の終結の時まで
7	評議員	中里 晋三	令和3年6月11日～令和7年度の定時評議員会の終結の時まで
8	評議員	武田 久美子	令和3年6月11日～令和7年度の定時評議員会の終結の時まで

理事会の開催状況**◇令和6年度 第1回 令和6年5月29日(水)14:00～16:00**

議案第1号 令和5年度社会福祉法人筑波会事業報告書(案)の承認について
 議案第2号 令和5年度社会福祉法人筑波会事業決算報告書(案)の承認について
 議案第3号 社会福祉充実残高の承認について
 議案第4号 役員等損害賠償責任保険契約(案)(について
 議案第5号 運営資金の借入れ(案)について
 議案第6号 社会福祉法人筑波会筑波愛児園衛生委員会規程の一部改正(案)について
 議案第7号 社会福祉法人筑波会児童養護施設筑波愛児園給与規程の一部改正(案)について
 議案第8号 社会福祉法人筑波会児童養護施設筑波愛児園職員宿舍貸与要綱の一部改正(案)について

- 議案第9号 社会福祉法人筑波会自立支援基金運用委員会委員の退任(案)について
- 議案第10号 社会福祉法人筑波会自立支援基金運用委員会委員の選任(案)について
- 議案第11号 令和6年度第1回社会福祉法人筑波会評議員の議事内容について

◇令和6年度 第2回 令和6年10月2日(水)14:00～15:30

- 議案第1号 筑波愛児園本体施設の修繕及び回廊天井補修工事に係る指名競争入札の指名業者選定基準及び資格要件について
- 議案第2号 本体施設修繕工事に係る予定価格の決定について
- 議案第3号 令和6年度社会福祉法人筑波会第1次補正予算(サービス区分:施設)(案)について

◇令和6年度 第3回 令和6年11月18日(月) 書面開催

- 議案第1号 社会福祉法人筑波会児童養護施設筑波愛児園改修工事に係る業者の指名(案)について

◇令和6年度 第4回 令和6年12月30日(月) 書面開催

- 議案第1号 社会福祉法人筑波会児童養護施設筑波愛児園改修工事に係る請負業者との契約の締結(案)について

◇令和6年度 第5回 令和7年3月19日(水)14:00～14:25

- 議案第1号 令和6年度社会福祉法人筑波会最終補正予算書(サービス区分:本部)(案)について
- 議案第2号 令和6年度社会福祉法人筑波会最終補正予算書(サービス区分:施設)(案)について
- 議案第3号 令和7年度社会福祉法人筑波会事業計画(案)について
- 議案第4号 令和7年度社会福祉法人筑波会当初予算書(サービス区分:本部)(案)について
- 議案第5号 令和7年度社会福祉法人筑波会当初予算書(サービス区分:施設)(案)について
- 議案第6号 社会福祉法人筑波会児童養護施設筑波愛児園給与規程の一部改正(案)について
- 議案第7号 社会福祉法人筑波会児童養護施設筑波愛児園育児・介護休業規程の一部改正(案)について
- 議案第8号 社会福祉法人筑波会児童養護施設筑波愛児園就業規則の一部改正(案)について
- 議案第9号 社会福祉法人筑波会児童養護施設筑波愛児園準職員・非常勤職員就業規則の一部改正(案)について

評議員会の開催状況

◇令和6年度 定時評議員会 令和6年6月14日(金)14:00～16:00

- 議案第1号 令和5年度社会福祉法人筑波会事業報告書(案)の承認について
- 議案第2号 令和5年度社会福祉法人筑波会事業決算報告書(案)の承認について
- 議案第3号 社会福祉充実残高の承認について
- 議案第4号 役員等損害賠償責任保険契約(案)について
- 議案第5号 運営資金の借り入れ(案)について
- 議案第6号 社会福祉法人筑波会筑波愛児園衛生委員会規程の一部改正(案)について
- 議案第7号 社会福祉法人筑波会児童養護施設筑波愛児園給与規程の一部改正(案)について
- 議案第8号 社会福祉法人筑波会児童養護施設筑波愛児園職員宿舍貸与要綱の一部改正(案)について
- 議案第9号 社会福祉法人筑波会自立支援基金運用委員会委員の退任(案)について
- 議案第10号 社会福祉法人筑波会自立支援基金運用委員会委員の選任(案)について

監事監査の開催状況

◇令和6年度 監事監査 令和6年5月21日(火)11:30～12:30

令和5年4月1日から令和6年3月31日までの令和5年度に関する理事の業務執行の状況及び社会福祉法人筑波会の財産の状況について

職員の状況

(1)職員の構成(令和7年3月31日現在)

		施設長	事務員	児童指導員・保育士	家庭支援専門相談員	個別対応職員	心理療法担当職員	治療指導員	自立支援担当職員	看護師	医療機関等連携調整員	育児指導担当職員	栄養士	調理員	小計	合計
常勤	本園	1	2	27	2	1	1		1	1	1		1	4	42	48
	GH			6											6	
		非常勤保育士	嘱託医	精神科医	産業医	用務等	心理療法担当職員	小計	合計							
非常勤	本園	1	1	2	1	4	1	10	10							
	GH															

(2)採用者

	氏 名	年齢	職種	採用年月日
1	K・Y	22	(常)保育士	令和6年4月1日
2	S・A	20	(常)保育士	令和6年4月1日
3	H・Y	20	(常)保育士	令和6年4月1日
4	S・S	58	(非)心理療法担当職員	令和6年5月1日
5	M・S	54	(常)保育士	令和6年7月1日
6	H・H	27	(常)児童指導員	令和6年10月17日
7	H・Y	43	(常)看護師	令和7年2月1日

(3)退職者

	氏 名	年齢	職種	退職年月日	勤続年数
1	M・H	51	(常)看護師	令和6年7月31日	1年5ヵ月
2	M・S	54	(常)保育士	令和6年8月31日	0年2ヵ月
3	D・S	30	(常)保育士	令和6年11月4日	6年6ヵ月
4	K・M	40	(常)保育士	令和6年12月31日	3年9ヵ月
5	I・M	50	アルバイト	令和7年2月28日	1年10ヵ月
6	H・H	65	(常)調理員	令和7年3月31日	23年0ヵ月(定年退職)
7	K・K	27	(常)児童指導員	令和7年3月31日	5年0ヵ月
8	W・Y	25	(常)保育士	令和7年3月31日	4年0ヵ月
9	S・A	21	(常)保育士	令和7年3月31日	1年0ヵ月
10	S・S	59	(非)心理療法担当職員	令和7年3月31日	0年11ヵ月(雇用契約期間満了)

児童の状況

(1)各月の入所状況 (在籍:各月初日現在)

本園	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	合計	月平均
東京都	22	21	22	22	23	23	15	15	15	15	15	15	223	
荒川区	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	12	
葛飾区							8	8	8	8	8	8	48	
江戸川区	15	15	16	16	16	16	16	16	16	16	16	16	190	
合計	38	37	39	39	40	40	40	40	40	40	40	40	473	39.4

地域小規模	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	合計	月平均
東京都	5※	5※	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	60	
江戸川区	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	12	
合計	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	72	6.0

※一時保護委託児童1名含む

※一時保護委託

本園	令和6年4月2日～令和6年4月8日(1名)／令和6年11月29日～令和6年11月30日(1名)
地域小規模	令和6年4月1日～令和6年5月21日(1名)

(1)入退所の状況

	入所		計
	本園	つくし	
男	5		5
女	3		3
計	8		8

	退所		計
	本園	つくし	
男	3		3
女	3		3
計	6		6

※一時保護委託

(2)入所の内訳

	新規		措置変更		その他		計
	本園	つくし	本園	つくし	本園	つくし	
男	5						5
女	2		1				3
計	7		1				8

(3)退所の内訳

	家庭復帰		措置変更		養育家庭		自立		その他		計
	本園	つくし	本園	つくし	本園	つくし	本園	つくし	本園	つくし	
男	2						3				5
女							4				4
計	2						7				9

子育て支援事業の受入状況

つくば市(子育て支援短期養育事業)

月	対象者	受入期間	延べ受入日数
1	5歳・男	令和6年4月14日	1
2	2歳・男	令和6年4月14日	1
3	5歳・男	令和6年4月19日～令和6年4月20日	2
4	5歳・男	令和6年4月19日～令和6年4月20日	2
5	小2・男	令和6年4月30日～令和6年5月1日	2
6	5歳・男	令和6年5月6日	1
7	2歳・男	令和6年5月6日	1
8	小2・男	令和6年6月2日～令和6年6月3日	2
9	2歳・女	令和6年8月3日～令和6年8月4日	2
10	2歳・女	令和6年8月3日～令和6年8月4日	2
合計	男8名／女2名		16

苦情受付 2件

令和6年度 児童養護施設筑波愛児園事業報告概要

1. 重点的な取り組み

1) 人材対策に関する取り組みについて（中期3年～5年）

より良い施設運営を叶えるためには、人材を確保・育成し定着性を高めていくことが非常に重要です。特に児童養護施設の場合は、入所した子ども達や保護者と退所後も関係を継続しアフターケアに取り組む必要があり、長く働き続けることの重要性はより高いものと考えます。しかし働き続けるうえで児童養護施設には様々な背景や多様なニーズを抱えた子ども達を支援していくという精神的・体力的な困難さ、そして職員自身の育児や介護、ライフイベント等が影響を与えやすい環境的な困難さを抱えています。これらを背景にこのことの実現に向け、今年度も各部署・委員会・係などで様々な取り組みを継続的に行いました。

大きな変化として、育成・定着に関わる要素も多くの影響を及ぼす「確保」ですが、確保という点だけをとると新たにマネジメント業者と契約し広報の工夫をしました。今年度は、余裕のある職員数を確保できていない状況でのスタートとなりましたが、年度途中の採用を行い例年通りの職員数を確保することができ、令和7年度に向けては9名の職員を確保することができました。育成・定着に関しては、時間外労働の防止とより丁寧な部署会議の実施を目的に、職員会議の開始時間を13時から15時30分へ、開催時間を2時間から1時間に変更しました。職員会議の変更については時間外労働の防止には好影響でしたが、施設としての統一感の欠如や聞くだけの機会に終わってしまうことが感じられ、今後の検討が必要です。他、時季による施設内研修の定例化などを行いました。

今年度は多くの対応を必要とする児童を大勢抱えているなかで、職員の休業取得の重複や年度途中の退職などがありました。個別児童の支援はもとよりユニットの勤務ローテーションの維持など、子ども達の安心・安全な生活の維持のために多くの連携を要しました。これらについて生活ユニットを支えるために、主に専門部が補助し体制の維持を図り、あわせて個別対応プロジェクトでケースを取り上げるなどの個別的支援を図りました。これらのことも定着等に大きく寄与していますが、スピーディーな対応を要することも多く、今後の更なる向上が必要となります。

2) 上級学校卒業に関する取り組みについて（中期3年～5年）

当園の子ども支援の課題のひとつとしてあった高等学校卒業後の進学率の低さについては、平成26年度より篤志家や企業等から様々な支援を得ながらロールモデルの育成などに取り組み、上級学校への進学は進路選択のひとつとして定着しています。進んだことによる次の課題として上級学校進学後の退学者の多さがあり、このことについては平成30年度から自立支援担当職員が中心になり、後追いにならないアフター

ケアの構築、在園中の生活資金シミュレーションや NPO と連携したお金の教育講座の実施など教育的機会を設けてきました。また生活担当職員も含め LINE 等のコミュニケーションツールを柔軟に活用し、こまめな状況の把握等に取り組んでいます。数年来の取り組みの継続により退所後も子ども達と繋がり続けることが標準化され、状況の変化などについて早期に把握し、対応が図られる様になってきました。

今年度、自立支援担当職員は2名体制でのスタートとなりましたが、年度後半からは職員の休業により1名体制となりました。取り組みの低下が懸念されましたが、継続してきた取り組みの成果、そして生活棟とのケースの分業などの対応を図り大きな低下はみられませんでした。継続した取り組みにより、上級学校進学後の退学・休学ケースは大幅に減少しております。

【高等学校入学後の状況】

○2018 年度～2024 年度末見込み

入学児童	進学	就職	その他	退学	在学中
37名	16名 (53.3%) ※	9名 (30.0%) ※	4名 (13.3%)	2名 (6.6%)	7名

※印は在学中児童を除いた割合（高3は卒後の進路に含む）

【上級学校進学後の状況】

○2009 年度～2015 年度

卒業	在学中	退学・休学
2 (28.5%)	0	5 (71.4%)

○平成 2018 年度～令和 2024 年度末見込み

卒業	在学中	退学・休学	入学予定
8 (72.7%) ※	3	3 (21.4%) ※	2

※印は在学中及び入学予定児童を除いた割合

3) インターネットの安心・安全な活用に関する取り組みについて（短期～中期継続）

今年度より「NPO 法人ライツオン・チルドレン」にご支援いただき、沖縄県にある児童養護施設「島添の丘」と共同し、『ワタシ to スマホ』プロジェクトの取り組みを始めました。プロジェクトメンバーは児童会運営委員会の委員、心理療法担当職員、自立支援担当職員などから選抜し6名での組織となりました。3年計画のプロジェクトを通して、最終的には子ども達が安心・安全にインターネットを活用できる様に職員の対応力を向上することを目的としました。また制限を設け一時的に規制するだけでなく、子ども達が得た知識と自分自身を大切にする選択を通して、将来にわたって安全に活用で

きる様にすることを進む方向として取り組みを始めました。

今年度は、主にスマートフォンを使用するうえで起こり得る問題についてアタッチメントなど根っこの要因と結び付けて見立てられるように、起りうる架空事例を基にグループワークを行いました。また小平雅基 Dr（愛育クリニック小児精神保健科部長）を講師に招き、『愛着 ト라우マの子どもを理解する』を題材とした講義を職員全体で受けました。

今年度の活動を通し、起こり得る問題は根っこの要因との関連性が高いことの理解を深めることができました。またケアワーカーの誰もが等しく理解し、日々の営みのなかで伝えることができる様にすることの必要性を学ぶ良い機会となりました。

日付	開催内容
R6.5.27	架空事例を基にしたグループワーク
R6.6.24	架空事例を基にしたグループワーク
R6.8.26	架空事例を基にしたグループワーク
R6.10.4	児童養護施設島添の丘との情報交換会
R6.10.25	全体学習会
R6.12.14	インプット・アウトプットの学習

4) 小規模化及び多機能化、家庭的養育の推進に関する取り組みについて（中・長期）

2014年1月に本体施設の移転新築事業を終え、本体施設は生活単位が小規模化された養育形態になりました。更に2023年度に小規模グループケア地域型ホーム「すずらんホーム」（4人定員）を開設したことに伴い、本体施設は6名×6ユニットに移行しています。それぞれの生活棟（ユニット）では子ども達との対話をベースにした生活作りがされ、基本理念の具現化が図られています。

多機能化に関して、将来構想委員会で自立支援事業を積極的に行っている施設や自立援助ホームの見学を実施し、将来的な実施に向けて学びの機会を持ちました。多機能化に関して、今年度もつくば市、龍ヶ崎市、土浦市と子育て短期支援事業（ショートステイ）の受託契約を結びました。またつくば市とは夜間養護等事業の受託契約も締結し、つくば市からの依頼は非常に増えています。受け入れにあたっては地域支援担当職員を窓口主にマネジメントチームで体制を組み受け入れてきましたが、育児休業に伴う生活ユニットの補助や担当職員の年度途中の退職などあり、下半期は体制が整わず受け入れを進めることができませんでした。

5) 東京都内などへの拠点の整備に関する取り組みについて（中・長期）

平成28年の改正児童福祉法により特別区は児童相談所を設置することができるようになり、令和2年度に先行3区（世田谷区、江戸川区、荒川区）が開設したのを皮切りに、今年度は9番目の区立児童相談所として品川区児童相談所が設置されました。区立児相

については今後も若干の設置が進められる予定で、そのうち児童養護施設の誘致を検討している区も若干あります。一方、東京都においては、区立児相の設置が進んでいること、令和元年改正の児童福祉法をうけ児童相談所の管轄人口は基本概ね 50 万人以下（20 万人～100 万人以下を目安）とされたことにより、23 区及び多摩地域においては管轄区域の再編及び新たな都立児童相談所の設置が進められています。令和 6 年度には都立練馬児童相談所が設置され、令和 7 年度には都立町田児童相談所が設置される予定です。その後も多摩地域の再編（多摩中部、西多摩）が進められる予定です。その他、代替養育を必要とする児童数に関連し、都内で全国 2 カ所目となる内密出産とベビーバスケットの取り組みが始まりました。これらの動向については、都度、将来構想委員会を中心に職員会議等を通し情報共有を図りました。

現時点では、定員を満たさないことによる経営上の大きな影響は受けていません。しかし運営上の課題として、現在、およそ 9 割が被虐待ケース、半数近い児童が発達障害などの課題を抱え特別な支援を要しており、それら児童への適切な支援を行える体制作りと職員の育成及びケアの必要性がより高まっています。

2. 運営の充実について

1) 職員体制

令和 6 年度も各職員への意向調査や個別面談及び施設内人事委員の体制（案）を踏まえ、継続性を大切に養護体制を組みました。職員体制として 4 : 1 の配置基準は充足できましたが、治療指導員、つくしホームの地域分散化加算 1 名は確保できない状況での運営となりました。また休業中の職員 1 名、年度内に休業を予定している職員が 2 名おり、中途採用など含めての対応を図りました。年度途中には生活担当以外の職員の退職が 2 名、年度末退職予定者の長期休暇取得が特定の生活棟に重なったこと等により、主に専門部職員の多くの補助を要しました。

次年度に向けては 9 名の職員確保ができました。入職前のオリエンテーションの実施や有給インターンシップとして受入れ、業務理解の促進及び職員間でのコミュニケーションの機会を設けました。

2) 運営システム及び運営の適正化

施設運営については情報共有とボトムアップの手順による意思決定を大切にし、そのプロセスの透明化を図ることを運営の基本として取り組みました。各部署や各種係・委員会等の会議を定期開催し、リーダー会議、主任会議、全員参加の職員会議で意思決定を進めていくことで、人材育成及び意欲向上を図ることを継続しています。

時間外労働の抑止と核となる棟運営を充実させていくために、職員会議の開始時間及び開催時間の変更を行いました。時間外労働の抑止には効果がみられましたが、子ども対応等で参加が安定しないことや施設としての統一感に欠け徹底が図れないこと等がみら

れました。このことを踏まえて、次年度に向けて検討を進めます。他、時季による総括・方針の検討と共有、第三者評価の受審と共有、リーダー・主任層が中心となった PDCA の強化など、質の向上に向けての取り組みを継続しました。

3) 広報活動

年 2 回の広報誌の発行やホームページの更新を活用して園の情報を発信しています。そのほか Facebook、Instagram、Twitter は細目に情報を発信しました。これらの活動を通し市民などの理解、人材確保、支援の拡大に継続的に取り組みました。「SNS をみて…」と、支援をしてくださる方達も増えています。

4) 環境整備

安心・安全かつ衛生的な生活環境を維持していくために、主に環境美化係、リスクマネジメント係が中心となり、危険個所のチェック、害虫等の駆除、定期的な一斉清掃等々を行いました。また衛生委員が労働環境上の安全について、定期的な巡視を行いました。移転新築して 10 年が経過し様々な箇所で痛みが目立つようになってきました。これについては補助金を活用し修繕などを行いました。ユニット内の清掃については、子どもたちの経験と習慣付けを意識しながら、各担当棟の職員が継続的に取り組みを行っています。

5) 苦情受付

「苦情」＝「利用者の声」として捉え、支援の質の向上に繋げることが重要だと考えています。今年度は 1 件の申し出があり、主に子ども間の関係性によるものでした。これについては生活ホームで対応を図っています。全体については、今年度も係が中心になり子どもからの訴えや生活状況を把握する機会としてのアンケート調査を行い、問題・課題の早期把握と早期対応に取り組みました。

第三者委員との日程調整が滞り、活動が不安定になってしまいました。次年度は早期に年間計画を調整するなど改善に取り組みます。

6) 地域に根ざした施設づくり

水城子供会に加盟し円滑な交流が図られ、今年度もすべての年間行事に参加することができました。また青年会や子供会など地域の要望に応じて備品の貸し出しをしました。納涼祭にはステージ発表も含め大勢の方達が足を運んでくださり、支援者なども含め年々参加人数が増えています。

地域の福祉ニーズへの対応としてつくば市、土浦市、龍ヶ崎市のショートステイの受入れを積極的に行いました。

今後も地域の一員としてあり続けられるよう取り組みを進めます。

7) ボランティア

ボランティアの存在は、子どもに対して充実した支援、安心・安全な生活を提供する上でとても欠かせないものとなっています。今年度もボランティア係が窓口となり、施設・ボランティア両者のニーズを照らし合わせ調整を図りました。筑波大学学習ボランティアの方々には、週1回程度の定期的な学習指導と施設で実施する行事の補助スタッフとしてのサポート等を担っていただきました。他、職員補助などの個人ボランティアを受け入れました。

8) 実習生・研修の受け入れ

今年度も実習生係を窓口として13校35名の実習生の受け入れを行いました。そのなかで児童養護施設への関心・興味がどれだけあるのか等を把握すること、児童養護施設を知ってもらうことをより丁寧に行いました。また事前オリエンテーションおよび実習終了後のオリエンテーションを実施する等、より丁寧に学生の不安や疑問を受け止められるように取り組みました。

3. 子ども支援

1) 生活作りと子ども支援

本園6ユニット（うち1カ所は幼児単独ユニット）、小規模グループケア地域型ホーム1カ所、地域小規模児童養護施設1カ所それぞれに、小規模化された生活集団毎に入所児童との対話を大切にしながら、安心かつ安全な日々の生活作りに取り組みました。またより良い社会的自立や家族再統合に繋がるように、生活担当職員以外の職員や部署と連携し、様々な生活援助、学習及び進路指導、行事などの余暇活動、環境整備等々、様々な機関・資源を活用し取り組みました。生活単位が小規模化していることにより、子ども間や子どもと職員との関係性が生活に影響を及ぼすことが増えています。このことについて専門部、または専門部各チーム、或いは個々の専門部所属の職員がそれぞれの領域等に応じて、子ども支援、職員支援を行いました。標準的な取り組みとしての積み上げと共有は今後の課題となっています。

2) 権利擁護

職員の権利擁護意識の醸成と事故等の防止のために、「児童養護施設における人権擁護のためのチェックリスト（職員版）」、「児童養護施設における人権擁護のためのチェックリスト（施設版）」を実施しました。更に、半期毎に理念・権利擁護係がマネジメントし職員会議内で養育理念と被措置児童虐待の防止と通告義務等についての確認、3月には子ども達にもそのことについての説明を実施しました。その他、倫理綱領の読み合わせ等を行い、権利意識や倫理観の向上を図りました。また今年度も運営の適正化を図るために児童養護施設サービス評価の受審、苦情解決体制の整備と周知、児童へのアンケートなどの

取り組みを実施しました。子ども達に対しては権利の学習会として、毎月ユニット担当職員が権利ノートの説明を行いました。これらそれぞれの機会が、職員の倫理性や権利擁護意識の向上につながっています。

3) 災害訓練・避難訓練・安全教育

訓練については分園も含め防災係がマネジメントし総合訓練（避難・消火・通報）、夜間訓練（18:00 より実施）を含め毎月1回実施することができました。また年度初めに、全職員を対象とした消防設備及び緊急連絡装置の使用方法的確認及び体験の機会を設けました。今後も確実に実施し取り組んでいきます。

4) 各学校等との連携

園の生活とともに学校生活は、社会性を身につけ、集団への関わり方を学ぶと共に学力をつけるために重要な場所と時間です。入所までの養育環境が不適切であったため、学校集団への適応が難しく、トラブルが起こることも少なくありません。各学校とは日常的な情報交換や臨機応変に授業中の様子を見に行く等を行い、情報共有及び支援の統一を丁寧に図りました。また主たる通学先としてある秀峰つくば義務教育学校とは、定期的に連絡協議会を開催しました。

以上、令和6年度事業報告概要とします。各々の詳細については「令和6年度総括・令和7年度方針」をご参照ください。

